尾張旭市監査公表第５０号

令和７年４月３０日付け尾張旭市監査公表第３７号をもって公表した定例監査結果報告について、令和７年６月２０日付け７環事第５８号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により次のとおり公表します。

令和７年７月２９日

尾張旭市監査委員　山　田　義　浩

尾張旭市監査委員　市　原　誠　二

市民生活部環境事業センター

監 査 の 指 摘 事 項	措　置　状　況
昭和苑の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第２３８条第４項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	行政財産目的外使用の許可を得ていない電話線については、令和７年３月２８日付けで行政財産目的外使用許可申請書の提出を受け、令和７年４月１日付けで行政財産の目的外使用を許可した。また、その他の昭和苑管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成２５年尾張旭市規則第３号。以下「物品管理規則」という。）第２３条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和５年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち３点については物品管理規則第１８条及び第１９条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、物品管理規則第９条に規定する備品	全ての備品の所在及び備品ラベルの貼付状況を確認し、既に廃棄された備品については廃棄手続を行うとともに、備品ラベルが貼り付けられていない、又は棄損等を確認した備品については、備品ラベルを貼付した。今後は、毎年、使用中の物品及び備品台帳の検査を実施する。

ラベルが付されていない備品が散見された。 　物品管理事務を適切に実施されたい。	
平子町不燃物処理場樹木剪定委託は、契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していないにもかかわらず、「契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき」（尾張旭市契約規則（昭和５３年尾張旭市規則第１９号）第３２条第１号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。 　契約事務を適切に実施されたい。	尾張旭市契約規則における契約保証金の免除に関する規定内容について、課内で周知徹底を図った。 　今後は、尾張旭市契約規則に定められている事項を再度確認するとともに、契約書作成時に複数の職員での確認を徹底することにより、契約事務を適切に実施するよう再発防止に努める。